

る今後の貧困の測定の方向性を検討するための材料を提供することである。その過程の中で、我が国において入手が可能な公的統計を例示し、今後の貧困統計の在り方について示唆を得ることとする。

表 6.1 貧困率 (H)、貧困ギャップ (Q)、捕捉率の推計 (抜粋)

論文	データ	年	貧困の基準	所得の定義	貧困率(H)	貧困ギャップ(Q)	捕捉率	備考
厚生労働省(2011)	国民生活基礎調査	1985-2009	等価世帯所得の中央値 50%	等価世帯可処分所得	16.0% (2009年)			
厚生労働省(2009)	国民生活基礎調査	2007	等価世帯所得の中央値 50%	等価世帯可処分所得	社会全体 15.3% 子ども (18歳未満) 14.3%	なし		
内閣府(2009)	国民生活基礎調査	95,98,01,04,07	所得の中央値 50%	等価世帯可処分所得	各属性別に計算	なし	なし	
阿部(2008)	所得再分配調査	2002	所得の中央値 50%	等価世帯可処分所得	各属性別に計算	あり	なし	
後藤(2008)	就業構造基本調査	1997,02,2007	生活保護基準		貧困世帯率 (世帯の収入源別)	なし	なし	
橋木・浦川(2006)	所得再分配調査	1996, 99, 2002	生活保護基準	可処分所得	7.5%~10.8%		19.7%~16.3%	
阿部(2006)	所得再分配調査	84, 87, 90, 93,96,99,02	所得の中央値 50%	等価世帯可処分所得	年齢層別、性別、家族タイプ別に計算	なし	なし	
OECD	国民生活基礎調査	1995,2000	所得の中央値の 50%	可処分所得	13.7%(95), 15.3%(2000)			
駒村(2005)	全国消費実態調査	1984,89,94,99	生活保護基準 市町村税非課税世帯		4.02%(89)~9%(99) (二人以上世帯)		1984 16.5%, 89 25.2%, 94 12%, 99 18%	
濱本(2005)	消費生活に関するパネル調査 (33~44歳の女性 333人)	1993-2002	生活保護基準		9.6% (94) ~14.7% (02)			貧困のダイナミクスを分析
小川(2000)	国民生活基礎調査 被保護者全国一斉調査	1995 1994	生活保護基準額 (世帯属性、級地、推定医療扶助) 被保護世帯	認定収入=世帯収入-税金-社会保険料-世帯控除	12.2%	0.416 (全貧困世帯) 0.710 (被保護世帯, 医療扶助のみ世帯を除く)	全世帯 5% (12.2% ÷ 0.7%) 1人世帯 14.36% 2人世帯 6.18%	保護基準はかなり綿密に推定。
和田・木村(1998)	国民生活基礎調査	1954-93	被保護世帯の世帯人員別平均消費額		10~20%を推移 15.05%(1993)		6~14%を推移。 6.2%(1993)	
			1960年の上記をベースに物価調整		30.67%(1954) ~ 0.42%(1993)			調整: 総務庁消費者物価接統指数など。
			1960年の上記をベースに消費調整		20.27%(1954) ~ 6.16%(1993)			調整: 「国民生活」の全世帯平均現金実支出伸び率

星野 (1995)	全国消費実態調査	1989	生活保護基準 (全世界帯に老齡加算等、1級地1を仮定、家賃は除く)		収入との比較 : 4.15% (世帯) 3.71% (人員) 消費との比較 : 20.5% (世帯) 23.2% (人員)		収入 : 40.0% (世帯) 24.0% (人員)	
杉村 (1997)	国民生活基礎調査	1992,1994	生活保護基準		17.6% (92) (保護基準の 1.15 倍), 15.5%(94)			
星野・岩田 (1994)	全国消費実態調査	1989	中位所得の 50%		8.2% (人数?)			
山田 (2000)	国民生活基礎調査	1995	擬似生活保護基準 (可処分所得—基礎控除)		13%			
Smeeding (1992)	全国消費実態調査?	1992	50% Median adjusted DPI		11.8% (人数)			
高山 (1981)	被保護者全国一斉調査	1960-77	なし (保護率と捕捉率から H を計算)		20.28% (1977)	0.6686 (1977) (被保護世帯)	5%と仮定 (Hは保護率から逆算)	Hの信憑性危うい
曾原 (1985)	国民生活実態調査	1972-82	被保護世帯の世帯人員別平均所得額		5~7% 7.14%(1982)		24 ~ 32 % 24.3%(1982) 1人世帯 57.3% (1981)	貧困線の計算には「被保護者調査」を利用 (医療のみ世帯を除く)、所得税を考慮していない
金持 (1994)	国民生活基礎調査	1985	保護基準の 1.15 倍		15.3%			
江口・川上 (1974)	東京N区税務統計	1972	生活保護基準 (簡素化 : $\alpha N + \beta$)		26.2% (1972) 女性世帯主 44.3%		6%(1972)	税務統計であるため、所得が過小 (高山)。保護基準はかなり簡素化、高め。
厚生省	厚生行政基礎調査	1953~65	現金支出 = 非保護世帯の平均消費支出額		4.9%(1965) (人数)		15~25% (25.1% 1965)	

(データの出所)

- 阿部 彩 (2008) 「第 1 章 日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008.3.21, pp.21-51.
 阿部 彩 (2006) 「第 5 章 貧困の現状とその要因: 1980~2000 年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配: 格差拡大と政策の役割』東京大学出版会、2006.11.10, pp.111-137.
 江口英一・川上昌子(1974) 「大都市における低所得・不安定階層の量と形態および今後について」『季刊社会保障研究』Vol.9, No.4, Mar.1974, 18-32.
 岩田正美(1995)『社会福祉における政策と「問題」量・分布の測定—全国消費実態調査のデータ分析 (2)』『人文学報』No.261,1995.3,23-86. 東京都立大学人文学部。
 小川 浩(2000) 「貧困世帯の現状—日英比較—」『経済研究』 Vol.51, No.3, Jul.2000, 220-231.
 金持伸子(1994) 「生活問題研究と分析の方法」『生活問題の研究』第 4 号、1994.

- 厚生省『厚生省報告例』1965年度版 in 高山(1981).
厚生省『厚生行政基礎調査』昭和35年度版、40年度版。
厚生労働省(2009)『相対的貧困率について』平成21年10月20日公表。
厚生労働省(2011)『平成22年国民生活基礎調査の概況』平成23年7月21日公表。
小沼正(1974)『貧困—その測定と生活保護』東京大学出版社。
後藤道夫(2008)「貧困急増の実態とその背景—いくつかの統計資料—」『貧困研究』Vol.1, pp.120-127.
駒村康平「生活保護改革・障害者の所得保障」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障制度改革』東京大学出版会、2005年、173-202頁。
杉村宏(1997)「わが国における低所得・貧困問題」庄司洋子、杉村宏、藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣、1997年、67-83頁。
曾原利満(1981)「高齢者の生活保護受給率に関する若干の検討」『季刊社会保障研究』Vol.16, No.4, Mar 1981, 11-29.
曾原利満(1985)「低所得世帯と生活保護」『福祉政策の基本問題』社会保障研究所編, 183-200.
高山憲之(1981)「貧困計測の現段階」『経済研究』Vol.32, No.4, pp.311-331.
橘木俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』, 東京大学出版会。
内閣府男女共同参画会議・監視影響調査専門調査会・生活困難を抱える男女について検討委員会(2009) 第X回検討委員会参考資料(2009.7.31.)
濱本知寿香(2005)「収入からみた貧困の分析とダイナミクス」岩田正美・西澤晃彦『貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房、2005年、71-94頁。
星野信也(1995)「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉—全国消費実態調査のデータ分析(1)」『人文学報』No.261,1995.3,23-86. 東京都立大学人文学部。
星野信也・岩田正美ほか(1994)『福祉国家における所得再分配効果に関する研究—福祉国家中流階層化の検証』(科研費研究成果報告書) in 埋橋孝文(1997)『現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望』日本評論社。
山田篤弘(2000)「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」『家族・世帯の変容と生活保障機能』国立社会保障・人口問題研究所編、東京大学出版会。
和田有美子・木村光彦(1998)「戦後日本の貧困—低消費世帯の計測」『季刊社会保障研究』Vol.34, No.1, Summer1998,90-102.
Forster, Michael & Mira d'Ercole, Marco (2005) "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s," OECD Social Employment and Migration Working Papers 22, DELSA/ELSA/WD/SEM(2005)1.
Smeeding, Tim (1997) "Financial Poverty in Developed Countries: The Evidence from LIS", LIS Working Paper No.155.
吉田建夫(1991)「貧困度の計測：社会的厚生関数による接近」『長崎大学経済学部研究年報』第7巻 1991.3, 41-49.

2 金銭的な貧困指標

近年、日本においても浸透しつつある貧困の測定方法が、個人や世帯単位の所得や消費データを用いて貧困（低所得）率を推計する方法である。2009年および2011年に厚生労働省が公表した相対的貧困率や、表6.1に示した推計もこれにあたる。このような貧困率の推計が普及した最大の理由は、所得や消費データという既存の公的データが存在し、新たな社会調査を実施しなくても、簡易に貧困率等が推計できることにある。また、所得や消費データは、時系列データが収集されていること、国際的にも比較可能であること等、これを使うメリットは大きい。

しかしながら、2章で述べられたように、所得や消費といった金銭的データのみでは、人々の生活の「質」を測ることができないという根本的な問題や、所得・消費データを用いることのさまざまな制約が存在する（詳しくは2章を参照のこと）。さらに、所得・消費データを用いたとしても考慮しなければならない課題がある。その最たるものが、貧困基準（貧困線）をどこに設定するかという問題である。ここでは、特に、日本において貧困基準を設定する際に考慮すべき課題について述べる。

1) 貧困基準（貧困線）の問題

第一の課題は、貧困基準（貧困線）をどこに設定するのかである。日本においては、「貧困」を生活保護基準の最低生活費未満の生活と考えることが一般的であり、世帯所得が生活保護基準の最低生活費未満の世帯に属する人の割合を「貧困率」として算出する研究も多く存在する（駒村2005、橘木・浦川2006等）。そのため、生活保護制度の最低生活費の算定の背景にある理論を理解しておくことが重要である。

生活保護の歴史において、最低生活費の算定方式は、マーケットバスケット方式→エンゲル方式→格差縮小方式→水準均衡方式と変遷している。エンゲル方式までは絶対的貧困の考え方に基づいており、格差縮小方式（一般世帯と生活保護世帯との間の生活水準の格差を縮小するという観点から改定率を定める方式）からは相対的貧困の考え方に基づくものと理解されている。しかし、「マーケットバスケット方式」自体は、生活に必要な品々（必需品）を積み上げている方式⁴⁴を意味しているのみであり、必ずしも絶対的貧困概念に基づくものでなければいけない理由はない。「マーケットバスケット方式」が絶対的となるには、マーケットバスケットの中身を固定し、時間の経過や異なる社会においても変化させない場合である。時々において、バスケットの中身を改訂し、またその中身の選択に相対的貧困の概念を取り入れていくのであれば、「マーケットバスケット方式」であっても相対的貧困概念に基づく基準となる。

⁴⁴ 具体的には、生活を営むために必要な各財及び各サービス等を選択し、それぞれの標準量を定め、それに価格を乗じて合算することにより、いわゆる最低生活費を算出する。

マーケットバスケット方式の問題点は、必需品の選択が研究者や行政官の恣意的にならざるを得ない点である。例えば、マーケットバスケットに「冷蔵庫」を入れたとしても、なぜ、「冷蔵庫」が必需品となるのかという確固たる根拠を示すことが難しい。

そこで編み出されたのが、イギリスで開発された Minimum Income Standard (MIS) 法である。MIS 法とは、一般市民に対するグループ・インタビューと市民間でのディスカッションを繰り返し、「最低生活」の定義、その生活に含まれるべき具体的な内容、それぞれの価格等について決定していく手法である。特徴として、最低生活の中身について、マーケットバスケット方式では専門家が決めるが、MIS 法では、参加者である一般市民が決める。一般市民同士で複数回話し合ってもらうことで理解が深まり、一般市民の「常識」に近づく効果がある。財・サービスをどこでどのように入手するかも、一般市民が決定する。一般市民が「必需品」と考えるもののみが含まれるため、そこから算出される最低生活費に一定の妥当性を意味づけることができる。イギリスにおいては、定期的に MIS 法を繰り返して行っており、その時点時点において MIS 法による最低生活費の改定がなされている。日本における MIS 法の最低生活費の算定は、本報告書の母体である厚生科学研究費補助金事業にて、日本における活用例を報告しているので、参照されたい⁴⁵。

一方で、必需品を積み上げるのではなく、一般市民の所得ないし消費の一定割合を貧困基準とする方法が存在する（これを相対所得方式と呼ぶ）。この方式は、最低生活の中身を特定する作業が発生せず、所得や消費データという既存に整備されている統計データのみから貧困基準を算出することができることである。国際比較も容易であり、データの信頼性も高い。OECD が用いている基準は、一般世帯の中央値の 50% を基準とする方法であり、EU は中央値の 60% を用いている。日本の生活保護制度の最低生活費も、「格差縮小方式」そして、現行の「水準均衡方式」においては、一般世帯の消費支出の一定割合になるように設定されており、この手法のひとつと考えることができる。

金銭的な貧困基準を設定するにあたり、どちらの手法をとるのかについてコンセンサスがあるとは言えない。相対所得方式の問題点は、一般世帯の生活水準の動向に非常に敏感なことである。例えば、中間層の生活水準が大きく下降している場合は、貧困基準も連動して下降することとなり、そのような基準が最低生活（例えば、十分な食料）を満たすのに十分でなくなる可能性もある。逆に、中間層の生活水準が大きく上昇した場合においては、貧困基準も上昇することとなり、数年までは「贅沢」と考えられていた生活水準が貧困基準となる可能性もある。このような問題は、「積み上げ方式」であっても、そのバスケットの中身が常にアップデートされているような相対的貧困概念で運用されている場合は、同様に発生する。しかしながら、マーケットバスケット方式は、そこに人（研究者であれ、一般市民であれ）の判断が入るので、相対所得方式のように機械的に常に中間層の動向に連動するわけで

⁴⁵ 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」平成 22,23,24 年度報告書。学術論文としては、岩田・岩永（2012）、山田・重川（2012）、卯月（2012）を参照のこと。

はなく、その点、この問題は比較的に小さい。一方で、マーケットバスケットを固定化してしまうと、バスケットの中身が、一般市民の生活を大きくかけ離れたものになるという危険性がある。1960年代に、生活保護の最低生活費の算定方式が、マーケットバスケット方式から格差縮小方式に変換された理由も、まさにその時期に一般市民の生活水準が飛躍的に上昇したにもかかわらず、生活保護で保障する最低生活が大きくそれとかけ離れるレベルで留まっていたことに起因する。

このように、マーケットバスケット方式と相対所得方式は、それぞれ利点と欠点がある。国際的な動向を見ると、多くの国においては、相対所得方式による基準を公的な貧困基準として採択している（EU、イギリス、フランス、アイルランド等）。しかしながら、相対的貧困概念であることの欠点を補うために、工夫をしている国もある。EUの「EUROPE2020」は、相対所得方式による貧困と、より絶対的貧困概念に近い剥奪（Deprivation）指標による剥奪の両方に該当する人を「貧困と社会的排除」にあると定義しており、相対所得方式の欠点を補っている（3.3章）。OECD、アイルランド、ニュージーランドでは、相対所得方式を用いながらも、ある年次の貧困基準を固定化した「絶対的な」相対所得基準を、通常の相対所得基準と合わせて用いている（例えば、1990年の中央値の50%の貧困線を、その後も使い続け、2013年には1990年の貧困線で計算した貧困率と、2013年の中央値の50%を貧困線とした貧困率・通常の相対的貧困率—を併記する）（OECD2008）。

2) データに関する留意点

次に、所得・消費データについて留意しなければならない点としてデータの信頼性の問題を指摘するべきであろう。「国民生活基礎調査」のように、公的統計として集められているデータは比較的信頼性が高いと言えるものの、それでも特に所得分布の両端におけるデータの信頼性には留意すべきである。特に、貧困率の推計においては、所得分布の最下層における分布が大きく推計値に影響するので、その扱いは丁寧にするべきである。マイクロデータを用いた格差や貧困指標の国際比較研究であるルクセンブルグ・インカム・スタディ（Luxembourg Income Study⁴⁶）においては、相対所得方式による貧困率と所得格差（ジニ係数など）の推計の際には、所得分布の最下層1%と所得中央値の10倍以上の最上層のサンプルを除外して推計している（LIS HP）⁴⁷。

さらに、所得データに関して言及すると、間接税のデータが欠如または正確さを欠いていることや、細かい給付金（児童手当など）のデータの捕捉率の低さ（欠損値の多さ）、自営業者などの所得の把握の制約など、データ自体の課題も存在する。

⁴⁶ Luxembourg Income Study (LIS) の詳細については、<http://www.lisdatacenter.org/> を参照のこと (last access 2013/4/19)。

⁴⁷ 我が国のデータ（「国民生活基礎調査」）が拠出されている OECD の所得分布プロジェクト（3.2章参照）においては、このような処置はしていない。

最後に、それぞれの公的調査の特徴にも留意するべきである。公的調査も含め、社会調査の常として、貧困層と富裕層の回答率が低いことが課題としてあるが、この度合いは調査によって大きく異なる。また、近年においては、公的調査においても回収率が下がっており、収集されたサンプルが日本社会の代表性を保っているかどうかは常に確認するべき事項である。このような調査の特徴の違いによって、貧困率の推計にも幅が出てきている。例えば、2006（平成18）年の年次経済白書によると、OECD分析による相対的貧困指標（相対的貧困率と貧困ギャップを掛け合わせた指標）は、国民生活基礎調査を基礎としているが、これを全国消費実態調査に基づいて算出すると5%程度下がることが示されている。

3 「貧困」を多面的に把握しようとする試み

1) 二つのアプローチ

2章で述べたように、国際的には貧困の指標は、「絶対的貧困」から「相対的貧困」へ、「一次元の指標」から「多次元の指標」へ（これは同時に金銭的な指標から非金銭的な指標へ）、「客観的指標」から「主観的指標」へ、「一時点の指標」から「多時点の指標」へ、「個人（世帯）ベースの指標」から「空間（地区・地域）ベースの指標」へ、「マクロ指標」から「ミクロ指標」への転換が起こっている。もちろん、これは絶対的貧困や一次元の指標、客観的指標が放棄されたということではなく、これらに加えて相対的指標、多次元の指標、主観的指標が貧困の指標として追加されてきたということである。

国際的には、これらの動きは、以下の二つのアプローチに集約されている。

〈1〉 「剥奪アプローチ」を用いた「剥奪指標」を所得データによる貧困率と併用（両者に該当する人を貧困と定義する、どちらかに該当した人を貧困と定義する等）

EU全体、ベルギー、チェコ、ギリシャ、スペイン、イタリア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド（相対所得による貧困または社会的排除（剥奪）の状況にある人を貧困と定義）

アイルランド（一貫性貧困 Consistent 貧困=相対所得による貧困および剥奪の状況にある人と定義）

イギリス（「子どもの貧困」定義）

フランス（生活状態の剥奪指標）

ニュージーランド（剥奪（ELSI-MWI）指標）

OECD 物質的剥奪指標（Material Deprivation）

〈2〉 健康、教育や主観的貧困などのマクロ指標を並立する、または、それらを集約した複合指標を作成

EU（ラーケン（社会的排除）指標）

国連人間開発指標（HDP）、国連多次元的貧困指標（MPI）、

イギリス国民ウェル・ビーイング（WNW）、

OECD より良い暮らし指標（Better Life Index）

ユニセフ（子どものウェル・ビーイング指標）、OECD（子どもに関する報告書）、

スウェーデン、アメリカ（子どものウェル・ビーイング指標）

前者は、タウンゼンドから始まる貧困を社会科学的に測定しようという貧困研究に基づくアプローチであり、後者は底辺層のみならず社会全体の生活の「質」を測ろうという「幸福度指標」に基づくアプローチである。貧困削減の数値目標として用いるためには、〈1〉の指標が用いられることが多い。何故なら、数値目標とするのは、社会全体の状況よりも、より底辺層の状況に焦点を当てることが多いからである。また、数値目標としてそれが達成されか否かを判断するためには、一つの指標に集約が可能な指標が必要である。複数の異なる指標を並記している場合、ある一方の指標は改善しているものの、もう一方は悪化しているなどの矛盾が起こる可能性があり、一つの指標に集約すれば、それをさけることができる。最後に、指標の計測方法が、社会科学的に証明されており、国際学会的にも認められていることが望ましい。そうでないと、指標が改善した、悪化した、というような解釈は、政治的な思惑に影響されやすく、その解釈のたびに、こちらの指標ではこのような結果だが、こちらの手法を使えば違う結果であるというような、指標の選択まで戻る論争が起こってしまう懸念がある。このような理由により、各国における「貧困削減の政策目標値」としての指標は、低所得（Income Poverty）と剥奪（Deprivation）（特に、物質的剥奪—必需品の欠如）という二つの指標に、最終的には収斂されていったであろう。実際に、貧困削減の数値目標を設定している EU、EU と同じ定義を自国の数値目標に用いている EU 加盟国 17 か国、イギリス、アイルランドなどでは、〈1〉のアプローチを用いている。

一方で、〈2〉のアプローチにおいては、社会の発展そのものを、GDP と言った金銭的指標からより幅広い概念を含めたものに定義し直そうという試みであり、健康、教育、社会参加の度合い、社会的孤立など、社会的排除の概念を含めたより幅広い「生活の質」を測ることを目的としている。この指標の用途は、社会のモニタリングであり、そのためにはさまざまな分野の指標を含めることが必要である。社会の中の分布、とりわけ、貧困については、〈2〉で挙げられた例の中でも敏感なもの、さほど拘りがないものがある。EU のラーケン指標や、国連の多次元的貧困指標（MPI）、アメリカの子どものウェル・ビーイング指標などは、諸分野に現れる「貧困」状況にある人々の割合を測る指標を集めている（貧困リスク率、低学歴率、低学力（最低限の学力がない人の率）、不衛生な住居率、未成年出産率、児童虐待率、子どもの喫煙率など）。一方で、国連の人間開発指標や OECD の「より良い

暮らし指標」などは、社会全体の平均値の指標も用いている（平均余命、成人識字率、一人あたり部屋数、平均賃金など）。すなわち、〈2〉のアプローチにおいて、どれほど「貧困」を測れるかについては、選ばれた指標によって大きく異なる。

以下に、〈1〉または〈2〉のアプローチを、日本に適用する場合の課題について述べる。

2) 日本における剥奪アプローチによる貧困測定とその課題

剥奪アプローチによる貧困指標は、例えば、食事が不十分である、債務不履行が発生しているなど、金銭的・非金銭的な理由から生じている生活困難を直接に社会調査で調べて測定するものである。日本においては、剥奪アプローチを用いて剥奪指標を作成した公的調査はないものの、学術的にはいくつかの研究がこれを手掛けている（阿部 2006、阿部 2011 等）。また、公的調査においては、厚生労働省社会・援護局による「社会生活に関する調査」（2001年）、国立社会保障・人口問題研究所による 2007 年の「社会保障実態調査」、2012 年の「生活と支え合いに関する調査」、内閣官房社会的包摂室による「絆と社会サービス調査」（2013年）等が、剥奪アプローチを一部取り入れた調査を行っている。

剥奪アプローチの第一の問題は、どのような項目を調査に含めるかという問題である。厳密に剥奪アプローチを行うためには、2.3 章で述べたような 2 段階の調査設計をもった独自の調査が必要である。EU の SILC においては、剥奪項目を選択するための必需品調査を行っており、そこで選ばれた項目が EU-SILC の本調査にて調査されている。しかしながら、第 1 段階の必需品調査を省略し、既存の研究者らによる調査の結果や、EU-SILC の調査項目をそのまま用いるなどの方法も考えられるであろう。

どのような項目を選んだにしても、結果の統計的検定は不可欠である。剥奪アプローチを完成させたイギリスの貧困研究の権威であり、イギリスの「Poverty and Social Exclusion Survey」の責任者であるブリストル大学デービッド・ゴードン氏は、剥奪の結果を統計的に妥当であるかどうかの手法を開発しており、これに則った検定は必要である。その中で、妥当とされたもののみ剥奪指標に用いる。

剥奪と所得による貧困（低所得）の重なり、または、そのいずれかを貧困と定義する手法をとる場合は、所得と剥奪のデータの両方を把握することができる調査が必要である。また、日本の貧困が、特定の少数世帯に集中していること（例えば、母子世帯や、単身若年世帯、単身高齢世帯）を考えると、属性別の「剥奪—貧困」率を算出するためには、これらの少数世帯も十分な世帯数が確認できる大規模な調査が必要である。

3) 新たな分野の貧困測定とその課題

〈2〉のアプローチにおいては、理論的には新しい調査を実施しなくても、既存の統計デ

ータを駆使してさまざまな指標を集めることができるはずである。しかしながら、平均的な数値については、日本においても多くの分野で詳しい統計データがとられているものの、その分布の底辺層の統計データが少ないのが現状である。例えば、一人あたり国民医療費ではなく、医療サービスを受けることができなかつた人の割合、平均教育年数ではなく、低学歴（中卒・高校中退）率といった指標である。

どのような指標を選択するにせよ、重要なのは、その選択のプロセスである。どのような指標を含めるかによって、まったく異なる「日本社会の像」が描かれる危険性があり、その選択プロセスを透明かつ国民的意見を反映させるようなプロセスが必要である。イギリスのマーケットバスケット方式に、一般市民の意見を取り入れる Minimum Income Standard 法が導入されてきたように、専門家や政治家、行政だけではなく、一般市民の声を反映させる工夫も必要であろう。

近年になって、以下に示すように、部分的ではあるものの、これら新しい「貧困の側面」を測る公的統計も出始めてきている。これらの統計データは、その調査方法や調査対象者を吟味する必要がある、また、それが日本社会の貧困を的確に表しているかを慎重に検討しなければいけないものの、これからの貧困指標を考える際に、どのようなデータの統計的妥当性が高く、どのようなデータは低いのかといった検討をするためにも貴重な材料となる。

①物質的な生活困難

国立社会保障・人口問題研究所「社会保障実態調査」（2007年）

国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査(第2回社会保障実態調査)」
(2012年)

- 食料や衣服の不足（過去1年間）
- 家賃の滞納（過去1年間）
- ライフライン（ガス、電気、電話料金の滞納経験）（過去1年間）
- 債務の支払いの滞納経験（過去1年間）
- 医療サービスの受診抑制

内閣官房社会的包摂室「絆と社会サービス調査」（2013年）

- 物質的剥奪（テレビ、洗濯機、電話等）
- 家計（赤字、貯蓄等）
- ライフライン（ガス、電気、電話料金の滞納経験）（過去1年間）
- ※ 部分的に EU-SILC を使った剥奪指標と比較可能のように設計

内閣府「高齢者の生活実態に関する調査」（2008年）

- 食料や衣服の不足（過去1年間）
- 物質的剥奪（旅行、住宅設備（トイレ等）等）

厚生労働省社会・援護局「社会生活に関する調査」（2001年）

- 衣服の購入頻度

- 住居の不備
- コミュニケーションの頻度
- 旅行や社会参加の状況
- 必需品の欠如

②社会的孤立

内閣官房社会的包摂室「絆と社会サービス調査」(2013年)

- 人のコミュニケーションの頻度(社会的孤立の状況)(会話、インターネット等)
- 社会参加(自治会・町内会、労働組合、趣味の会等)
- 社会サポート(病気の時の看病など頼れる人、自分が支援する人)
- 子ども期の逆境経験(両親の離婚、生保受給、児童虐待、学校の友人関係等)
- 職場でのパワハラ等の問題の有無

内閣府「高齢者の生活実態に関する調査」(2008年)

- 人のコミュニケーションの頻度(社会的孤立の状況)(会話、電話等)

国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合い調査」(2012年)

- 人のコミュニケーションの頻度(社会的孤立の状況)
- 社会参加(自治会・町内会、労働組合、趣味の会等)
- 社会サポート(病気の時の看病など頼れる人、自分が支援する人)

4) 主観的指標とその課題

主観的指標を、公的な貧困統計の一部として取り入れる動きは、ブータンの国民総幸福量指標などへの関心の高さなども影響して、加速化している。特に、上で記した二つのアプローチのうちの2つめである「マクロ指標の並立」によるアプローチにおいては、主観的な指標を多く取り入れる傾向がある。

しかし、主観的貧困(幸福度も含め)指標の一つの大きな課題が時系列の比較である。人々の選好や期待(expectation)は時と共に変化するため、同じ生活水準であっても、それが期待されている時とそうでない時において、その主観的評価は異なる。例えば、生活水準が上昇している中での、ある生活水準の達成と、生活水準が下降している中での同じ生活水準の達成は、人々に異なって受け止められる。ニュージーランドの非金銭的指標のELSIが改訂にたったのも、ある期間において、すべての他の指標が改善している中で、ELSIだけが下がったということによる政治的インプリケーションによる。そのため、主観的貧困指標を、時系列において、政策目標やモニタリングする指標として用いるには留意が必要であろう。

日本においても、主観的指標は古くから統計がとられている(厚生労働省「国民生活基礎

調査」における「生活意識」、内閣府「国民生活選好度調査」による「幸福感」等)。以下に公的機関による主観的指標の例を挙げる：

主観的指標：

内閣府経済研究所「幸福度調査」

- 主観的幸福度

内閣府「国民生活選好度調査」

- 幸福感

厚生労働省「国民生活基礎調査」

- 生活意識（「生活の状況」）
- 主観的健康感

国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合い調査」（2012年）

- 主観的健康感
- 主観的評価（生活水準、暮らし向き）

(参考)

日本に関して存在する非金的貧困に関するデータ(例)

ここでは、貧困を計測する指標の充実を図っていく上での一つのステップとして、日本と諸外国を比較することができる、貧困の金銭的および非金銭的データがどの程度存在するのか、いくつかの例示を試みた。これは、あくまでも、OECD などの報告書から得た指標の例として参照されたい。また、ここでは、いくつかの異なる分野のデータを列記しているが、これは、本報告書が〈2〉のアプローチを提唱しているわけではないことを明記しておく。

カテゴリー	指標例
所得	相対的貧困率、貧困ギャップ、ジニ係数、
生活	物質的剥奪(テレビ、電話、PC)、家計の状況
雇用	失業率、長期失業率
健康	主観的健康度、
住宅	トイレ・風呂の欠如、
教育	教育達成度
社会ネットワーク	社会的孤立、ボランティア参加率、他者への信頼感
社会参加	投票率、
主観的幸福度	生活満足度

① 相対的貧困率 (Poverty rate)

相対的貧困率にも、さまざまな定義がある。ここで挙げた相対的貧困率は、最も一般的である等価世帯所得の中央値の50%以下の人数の間の比率である。データは、OECDの所得分布研究((OECD Factbook2011-2012)。我が国においては、国民生活基礎調査やその他の(世帯)所得を調べている調査に基づき、経年でデータを計測することが可能であるが、EUが提唱しているような世帯類型別、性別、年齢層別などの相対的貧困率を推計するためにはサンプル数の大きい調査であること、また、世帯所得を性格に把握するために世帯員全体の所得やその他の社会保障給付、税負担、社会保険料等を調べていること、が望ましい。

付表 6.1 相対的貧困率(再分配後)

(単位：%)

	90年代半ば	00年前後	00年代半ば	00年代後半
日本	13.7	15.3	14.9	15.7
アメリカ	16.7	16.9	17.0	17.3
イギリス	10.5	11.0	10.3	11.0
フランス	6.6	7.6	7.2	7.2
ドイツ	7.2	7.6	8.3	8.9
スウェーデン	3.7	5.3	5.3	8.4

(OECD Stat <http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=POVERTY>)

② 貧困ギャップ

貧困ギャップは、貧困の頻度（どれくらいの割合の人々が貧困か）と深度（貧困の人はどれほど貧困線から離れているか）の両方を数値に反映させた貧困指標である。所得（または消費）データのみで計算できるため、貧困率と同様のデータを用いる。

付表 6.2 貧困ギャップ（再分配後） (単位：%)

	90年代半ば	00年前後	00年代半ば	00年代後半
日本	35.0	36.1	34.7	33.1
アメリカ	34.0	35.1	37.5	37.0
イギリス	24.0	28.0	29.7	33.1
フランス	21.8	19.8	23.8	23.9
ドイツ	26.6	24.9	24.2	24.0
スウェーデン	30.7	26.1	24.8	26.6

(OECD Stat <http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=POVERTY>)

③ ジニ係数

ジニ係数は、社会全体の分布の不平等の度合いを表す指標である。0（完全平等）から1（完全不平等）の値をとるが、所得分布の場合、通常0.2～0.4程度の値を取る。所得の不平等を表す指標は、この他に一般的なものとして「80/20率」「90/10率」「50/10率」などがあるが、ジニ係数は所得分布の下の方の不平等に比較的敏感である。

付表 6.3 ジニ係数（再分配後所得）

	90年代半ば	00年前後	00年代半ば	00年代後半
日本	0.323	0.337	0.321	0.329
アメリカ	0.361	0.357	0.38	0.378
イギリス	0.336	0.352	0.331	0.342
フランス	0.277	0.287	0.288	0.293
ドイツ	0.266	0.264	0.285	0.295
スウェーデン	0.211	0.243	0.234	0.259

(OECD Stat <http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=INEQUALITY>)

④ 物質的剥奪（テレビ、電話、パソコン）

物質的剥奪は、生活必需品の充足度を表す指標である。詳細については2章で説明する。ここでは、OECDの報告書に含められた3つの必需品の充足状況を示す。

付表 6.4 物質的剥奪 (%)

	テレビ	電話	パソコン
日本	--	2	12
アメリカ	1	5	33
イギリス	0	0	10
フランス	0	1	11
ドイツ	0	1	18
スウェーデン	0	--	4

(OECD 2008, Table 7.1)

⑤ 家計

もう一つの指標が、家計の状況である。公共料金（ガス、電気等）が払えない、家賃が払えないといった状況は生活の頻拍度を表すとして諸外国では広く用いられている指標である。

付表 6.5 物質的剥奪（家計） (%)

	公共料金等の請求が払えないことがある	家賃や地代の請求が支払いができないことがある	家計収支が赤字となることがある
日本	4.3	6.0	26.7
アメリカ	10.0	6.3	14.2
イギリス	0.1	4.9	12.9
フランス	7.2	6.2	16.2
ドイツ	2.7	2.4	11.3
スウェーデン	5.0	5.1	8.5

(OECD 2008, Table 7.2)

⑥ 住宅

住宅は、社会的排除や剥奪の分野の一つとして挙げられることが多く、また、剥奪指標のデータとして用いられることが多い分野である。ここでは、あくまでも「貧困指標」としての住宅の不備を表す指標を列記している。

付表 6.6 基礎的な住宅設備の欠如 (%)

	住居に風呂・シャワーがない人口の割合	住居に専用の屋内水洗トイレがない人口の割合	過密住居で暮らす子どもの割合 (0-17 歳)
日本	1.5	6.4	23
アメリカ	0.0	0.0	26
イギリス	0.2	0.5	20
フランス	0.6	0.8	20
ドイツ	0.3	1.2	21
スウェーデン	0.5	0.0	20

(OECD 2011, Table 4.4, 4.7)

⑦ 社会ネットワーク／社会参加

人との繋がり（社会的孤立の状況）や、社会参加（さまざまな社会的活動への不参加）は、貧困の重要な側面として認識されている。ここでは、OECD の「幸福度白書」に挙げられた項目を示している。

付表 6.7 社会ネットワーク／社会参加 (%)

	必要な時に頼りにできる家族または友人がいる人の割合	ボランティア活動の時間(1日当たりの時間(分))	選挙年齢人口に占める投票者の割合	
			1980年代	2000年代
日本	89.7	4	74.7	66.6
アメリカ	92.3	8	59.3	58.2
イギリス	94.9	2	71.7	58.3
フランス	93.9	—	77.0	76.8
ドイツ	93.5	7	81.8	72.0
スウェーデン	96.2	4	88.6	80.6

(OECD 2011、Table 8.1, Table 8.3, Table 9.2)

⑧ 教育

教育（低学歴、低学力、生涯教育へのアクセス等）は、貧困の指標として適切である。この場合、社会全体の状況ではなく、社会の底辺層にかかわる指標を選ぶことが重要である。

付表 6.8 学歴別人口構成比

(単位：%)

	後期中等教育未満		後期中等教育以上		高等教育	
	2000年	2010年	2000年	2010年	2000年	2010年
日本	15.1	9.2	48.3	46.9	34.3	44.0
アメリカ	12.6	11.0	50.9	47.3	36.5	41.7
イギリス	37.4	24.9	36.9	36.9	25.7	38.2
フランス	37.0	29.2	40.9	41.8	22.0	29.0
ドイツ	18.3	14.2	58.2	59.2	23.5	26.6
スウェーデン	20.8	13.5	54.4	52.4	24.8	34.2

(日本：国勢調査、他国：OECD Education at a Glance 2012)

⑨ 雇用

就労は、社会参加や社会的包摂の手段として有効であることが認められている。ヨーロッパ諸国においては、就労の機会がないこと自体が社会的排除として扱われている。ここ

では、雇用率（重要なのは、その反対の非雇用率）、失業率、長期失業率を挙げている。

付表 6.9 雇用率 (単位：率)

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
日本	68.8	68.2	68.4	68.7	69.3	70.0	70.7	70.7	70.0	70.1	70.3
アメリカ	73.1	71.9	71.2	71.2	71.5	72.0	71.8	70.9	67.6	66.7	66.6
イギリス	72.5	72.3	72.6	72.7	72.7	72.6	72.4	72.7	70.6	70.3	70.4
フランス	62.7	62.9	64.0	63.7	63.7	63.6	64.3	64.8	64.0	63.8	63.8
ドイツ	65.8	65.3	64.6	65.0	65.5	67.2	69.0	70.2	70.4	71.2	72.6
スウェーデン	75.4	75.2	74.4	73.7	74.0	74.6	75.7	75.8	72.3	72.7	74.1

(OECD Stat <http://stats.oecd.org/Index.aspx?QueryId=38900#>)

付表 6.10 失業率 (単位：率)

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
日本	5.24	5.64	5.44	4.91	4.62	4.29	4.05	4.16	5.27	5.30	4.75
アメリカ	4.79	5.85	6.06	5.60	5.14	4.69	4.67	5.85	9.38	9.77	9.07
イギリス	4.78	5.11	4.89	4.68	4.71	5.46	5.34	5.37	7.83	7.91	8.00
フランス	8.64	<u>8.73</u>	8.48	8.87	8.91	8.86	8.03	7.41	9.16	9.39	9.30
ドイツ	7.91	8.65	9.36	<u>10.39</u>	11.28	10.42	8.75	7.61	7.83	<u>7.16</u>	6.01
スウェーデン	5.07	5.25	5.84	<u>6.61</u>	7.77	7.06	6.15	6.15	8.45	8.52	7.65

(OECD Stat http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=LFS_SEXAGE_I_R)

付表 6.11 長期失業率 (%)

	1995年頃	2010年頃
日本	0.6	2.0
アメリカ	0.5	2.8
イギリス	3.8	2.6
フランス	4.8	3.7
ドイツ	4.0	3.4
スウェーデン	2.6	1.4

(OECD 2011, How's Life, Figure 3.2)

⑩ 健康

健康分野においては、貧困指標としては、乳幼児死亡率、医療サービスへのアクセスがない人の割合、主観的健康感、健康が理由で就労できない人の割合、などが挙げられるであろう。ここでは、これらの日本の国際比較可能なデータがなかったため、健康寿命を挙げている。

付表 6.12 乳幼児死亡率 (%)

	1990年	2000年	2010年
日本	4.6	3.2	2.3
アメリカ	9.2	6.9	6.1
イギリス	7.9	5.6	4.2
フランス	7.3	4.5	3.6
ドイツ	7.0	4.4	3.4
スウェーデン	6.0	3.4	2.5

(OECD Health Data(version November 2012)and WHO Global Health Observatory 2012)

付表 6.13 健康寿命の推移

(単位：歳)

	2002年			2003年			2007年		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
日本	75	72.3	77.7	75	72	78	76	73	78
アメリカ	69.3	67.2	71.3	69	67	71	70	68	72
イギリス	70.6	69.1	72.1	71	69	72	72	71	73
フランス	72	69.3	74.7	72	69	75	73	71	76
ドイツ	71.8	69.6	74	72	70	74	73	71	75
スウェーデン	73.3	71.9	74.8	73	72	75	74	72	75

(総務省 世界の統計 (原典：WHO Statistical Information System(WHOSIS))

i PSE 調査では、次の設問を用いて「主観的貧困」を計測している。①「あなたが属する世帯のよう世帯が貧困から免れるには税後で何パウンド必要と思いますか？あなたの世帯は、そのレベルに比べてどれくらいだと思いますか？かなり上、少し上、同じくらい、少し下、かなり下、わからない」②貧困には「絶対的貧困」と「総合的貧困」があります。絶対的貧困は、基本的に人間が必要とするものが剥奪されている状態です。絶対的貧困に陥らないようにするためには、次の項目をカバーするだけのお金が必要です：十分な栄養、家賃、暖房費、衣服費、水道料金、処方箋のある薬剤。「あなたが属する世帯のよう世帯が絶対的貧困から免れるには税後で何パウンド必要と思いますか？あなたの世帯は、そのレベルに比べてどれくらいだと思いますか？かなり上、少し上、同じくらい、少し下、かなり下、わからない」③「総合的貧困に陥らないようにするには、基本的に人間が必要とするもの以外に、以下の項目ができるようにするだけのお金が必要です：安全な環境に住む、地域で社会的な生活をおくる、コミュニティーの一員とを感じる、職場・家族・地域にて自分の仕事・活動を行う、必要な交通費を払う。あなたが属する世帯のよう世帯が総合的貧困から免れるには税後で何パウンド必要と思いますか？あなたの世帯は、そのレベルに比べてどれくらいだと思いますか？かなり上、少し上、同じくらい、少し下、かなり下、わからない」。(Townsend et al. 1999, *Poverty and Social Exclusion Survey of Britain Questionnaire*, Townsend Center for International Poverty Research, University of Bristol.

【参考文献】

英文

- Abe, Aya.(2010). " The Myth of Egalitarian Society: Poverty and Social Exclusion in Japan.", Saunders, Peter and Sainsbury, Roy (eds.) *Social Security, Poverty and Social Exclusion in Rich and Poorer Countries*, pp.175-199. Morsel : Intersentia Publishing.
- Alkire, Sabina and James Foster (2011), "Counting and multidimensional poverty measurement," *Journal of Public Economics*, 95, pp. 476-487.
- Atkinson B.A., Cantillon B., Marlier E., B.Nolan. (2005). *Taking Forward the EU Social Inclusion Process*. The Luxembourg Presidency of the Council of the European Union.
- Barnes, M., Heady, C., Middleton, S., Millar, J., Papadopoulos, F. and Tsakloglou, P. (eds) (2002), *Poverty and Social Exclusion in Europe*, Cheltenham, U.K. and Northampton, MA, USA: Edward Elgar.
- Boarini, R. and M.Mira d'Ercole. (2006). "Measures of Material Deprivation in OECD Countries", OECD Social, Employment and Migration Working Paper No.37, OECD : Paris.
- Bradbury. , B., Jenkins, S.P., and Mickelwright, J., (2001), *The Dynamics of Child Poverty in Industrialized Countries*, UNICEF.
- Bradshaw, et al. (2000) "The Relationship between Poverty and Social Exclusion in Britain," Paper prepared for the 26th General Conference of the International Association for Research in Income and Wealth, Cracow, Poland, 27 Aug.-2.Sep. 2000.
- Bradshaw, J., Bloor, K., Huby, M., Rhodes, D., Sinclair, I., Gibbs, I., et al. (2009). *Local Index of Child Well-being*. Communities and Local Government.
- Bradshaw, J., Hoelscher, P., & Richardson, D. (2007). An Index of Child Well-being in the European Union. In A. Ben-Arieh, & I. Frones, *Indicators of Children's Well-being* (pp. 325-369).
- Burchardt, Tania, Le Grand, Julian, & David Piachaud (1999) "Social Exclusion in Britain 1991-1995," *Social Policy & Administration*, Vol.33, No.3, Sep. 1999, pp.227-244.
- Canberra Group (2001). Expert group on household income statistics: Final report and recommendations. Ottawa: UN 2001.
- Canberra Group (2011). Expert group on household income statistics: Final report and recommendations. (2nd ed) Forthcoming.
- Department of Statistics (1991). *Report of the review committee on income and wealth statistics*.Wellington: Statistics NZ.
- Edward D. Gonzalez and Alejandra Davidziuk(2005) *Children Living in Poverty: A review of child poverty definitions, measurements, and policies*, Desk Review paper for UNICEF's Conference on "Children & Poverty: Global Context, Local Solutions"